

**【新設】（特定経営力向上設備等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算）**

**42の12の4-10** 法人が措置法第42条の12の4第1項（同法第68条の15の5第1項を含む。）に規定する特定経営力向上設備等を指定事業の用に供した日を含む事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。以下「供用年度」という。）後の事業年度において当該特定経営力向上設備等の対価の額につき値引きがあった場合には、供用年度に遡って当該値引きのあった特定経営力向上設備等に係る措置法第42条の12の4第2項（同法第68条の15の5第2項を含む。）に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。

**【解説】**

1 法人が特定経営力向上設備等の取得等をして、これにつき、本制度による法人税額の特別控除の適用を受けた場合に、その後の事業年度において、当該特定経営力向上設備等の対価の額につき値引きがあったようなときは、どのような処理を行うのかという疑義が生じる。

この点、法人税額の特別控除の適用に当たっては、税額控除限度額の計算の基礎となる特定経営力向上設備等の取得価額は正当な金額で計算すべきものであることから、当該特定経営力向上設備等の対価の額につき値引きがあったようなときは、原則として、既往に遡って特別控除税額の修正を行うべきと考えられる。本通達では、このことを明らかにしている。

もっとも、特定経営力向上設備等につき、法人税額の特別控除の適用を受ける時点でその対価の額につき修正されることが不明なものについてまで、事後の値引きを理由として法人が既に申告した内容を修正させることは、法令上の明文規定がない中で適当ではないとも考えられることから、取引先との通謀による対価の額の水増し等の不正取引によって特別控除税額を過大に計上する等、法人税額の特別控除の適用を受ける時点で対価の額の修正が予定されているものについて、本通達の取扱いを適用することとなる。

2 連結納税制度においても、同様の通達（連措通 68 の 15 の 5 - 10）を定めている。